

クレジットカードのIC対応「見える化」等のための 共通シンボルマーク・デザイン マニュアル

(2018年9月版)



一般社団法人

日本クレジット協会

1. はじめに

本マニュアルは、ICクレジットカード対応加盟店またはクレジットカード会社等が、IC対応の「見える化」及び暗証番号の認知度向上のための「共通シンボルマーク」・「IC対応デザイン」を使用する際のデザインの規定や注意点、具体的な使用例を定めたものです。

本マニュアルは、事前の通知なく、改定される場合があります。

発行日 2018年2月

2018年9月改定

2. 共通シンボルマーク・デザインについて

「共通シンボルマーク」は、消費者がICクレジットカードを利用できるお店であることを認識・識別するための「見える化」の取組み、及び、クレジットカード会社がカード会員等に対しICクレジットカードの暗証番号の認知度を向上させるための周知活動に用いることを目的に作られています。

「IC対応デザイン」は、「共通シンボルマーク」に加えて、日本語キャッチコピー「ICクレジットカード取扱店」と、訪日外国人の方々に対するアピールにもなるよう英語キャッチコピー「Chip Cards Welcome!」を併記したデザインとしています。

「共通シンボルマーク」及び「IC対応デザイン」のデータは、すべてのIC対応加盟店がご利用いただけます。ご使用にあたっては、目的の範囲内であれば特段の使用許可は必要とせず、自由に使用可能です。店頭ツールやホームページ等にご使用ください。

IC対応・暗証番号の認知度向上
共通シンボルマーク



IC対応デザイン



再現にあたってはオリジナルデータを使用してください。

オリジナルデータは（一社）日本クレジット協会のホームページからダウンロードできます。

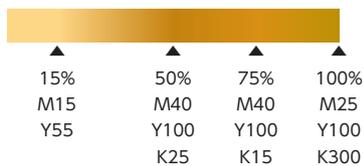
3. IC対応・暗証番号の認知度向上 共通シンボルマーク

カラー指定

■基本形（4色）



4色分解：C100+M40



特色：DIC182

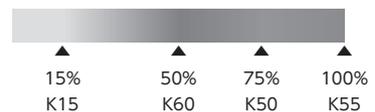


■1色の場合

（モノクロ1色または特色1色）



モノクロ：K100



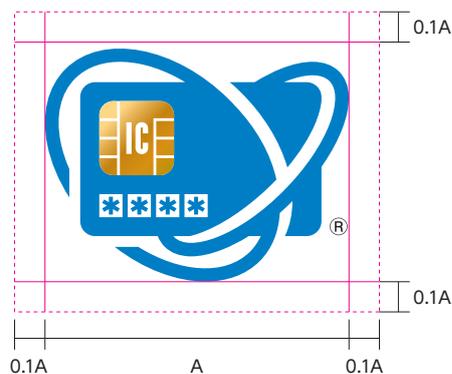
基本形（4色）が使用できない場合、単一色の表現として使用します。使用できる色の制限はありませんが、背景色と区別が付き、マークが確認できるような色を使用してください。

図は黒を使用した場合の例です。

アイソレーションエリア（最小余白）

マークが目立つように表示するために、アイソレーションエリアを設けます。このマークの内側は背景色以外のデザイン要素を入れることはできません。

下図の基準を目安にシンボルマークの独立性を保つよう配慮してください。



最小サイズ

下図のサイズは印刷物における最小サイズです。

印刷物以外の場合は、個々の適用物に応じた再生可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。



写真などにシンボルマークを載せる場合

シンボルマークの中の白い部分は白抜きにしてください。



使用禁止例



指定された色以外の変更
(基本形の場合)



パーツの位置の変更



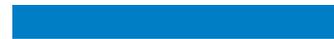
縦横比率の変更



4. IC対応デザイン

カラー指定

■基本形（4色）



4色分解：C100+M40



▲	▲	▲	▲
15%	50%	75%	100%
M15	M40	M40	M25
Y55	Y100	Y100	Y100
	K25	K15	K300



特色：DIC182



▲	▲	▲	▲
15%	50%	75%	100%
DIC2293	DIC2293	DIC2293	DIC2293
40%	100%	85%	90%



4色分解：C100+Y100



特色：DIC2561

■1色の場合(モノクロ1色または特色1色)



モノクロ：K100



▲	▲	▲	▲
15%	50%	75%	100%
K15	K60	K50	K55

基本形（4色）が使用できない場合、単一色の表現として使用します。使用できる色に制限はありませんが、背景色と区別がつき、マークが確認できるような色を使用してください。図は黒を使用した場合の例です。

アイソレーションエリア（最小余白）

デザインが目立つように表示するために、アイソレーションエリアを設けます。下図の基準を目安にマークの独立性を保つよう配慮してください。



最小サイズ

下図のサイズは印刷物における最小サイズです。

印刷物以外の場合は、個々の適用物に応じた再生可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。



デザインの変更

シンボルマーク以外の箇所については、デザインを変更することができます。

キャッチコピーはICクレジットカード取引に関する内容であれば自由に設定することができます。

【例】



枠と文字色の変更



キャッチコピーの変更



レイアウトの変更



枠の形の変更

使用禁止例

シンボルマークの箇所については、3.の使用禁止例に準じます。



指定された色以外の変更
(基本形の場合)



パーツの位置の変更



縦横比率の変更

